

京都府循環型社会形成計画（第3期）施策の取組状況

< 取組状況の評価 >

全て実施：○ 一部未実施：△ 全て未実施：×

第1節 3R・適正処理の推進

1 一般廃棄物の3Rの推進

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）府民一人ひとりの行動変容につながる普及啓発の促進	重点	府民が商品（建物を含む。）の購入や使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するという行動変容につながるよう、 <u>市町村や各種団体から参画するプラットフォームを設置し、府民運動として展開する。</u>	プラスチックごみや食品ロス削減に関する府民向け啓発を実施。令和6年度には、小売業・旅館業団体等などに周知の上、使い捨てプラスチックをテーマに「京都府プラスチック対策セミナー」を開催。毎年度開催している京都環境フェスティバルでのおもちゃの修理コーナーのブース等も出展されている。 計画に記載された、市町村や各種団体が参画するプラットフォームの設置は未実施。	△
（2）情報発信の推進	重点	循環型社会の形成に向けた取組や廃棄物処理の現状などについて、ホームページや研修、啓発資料等により情報を <u>広く発信する。</u> また、府内に訪れる観光客や修学旅行生などが排出する食品ロスなどの事業系一般廃棄物の削減に向けて、市町村や関係団体と共同で、府内飲食店・食料品販売店・宿泊施設、旅行会社等の協力を得ながら外国語版も含めた <u>パンフレットの配布などにより啓発を行う。</u>	府の取組や廃棄物処理の現状などについて、府ホームページや研修、啓発資料等により情報を発信。府民や事業者からの出講依頼に対しても、「出前語らい」として職員派遣を実施。 計画に記載された、事業系一般廃棄物の削減に向けたパンフレットの配布等は未実施。	△
（3）ごみ処理の有料化推進		市町村によるごみ処理の有料化は、ごみの排出抑制効果が期待できることから、府は引き続き <u>未実施の市町村に対して有料化事例等の提供を行う。</u>	府内市町村に対して、市町村担当課長会議等において国の一般廃棄物処理有料化の手引き等の情報提供を実施。	○
（4）リペア、リフィル、リファービッシュの取組の推進	重点	モノを大切にすると文化や伝統に繋がる修理・修繕に府民が広く取り組めるように、府はリペアやリファービッシュに関する <u>手引きなどを作成して、モノの長期使用から廃棄物の発生抑制につなげるとともに、社会システムとしての再使用に繋がる容器のリフィルや衣類のリユースを支援することでモノの長寿命化を進める。</u>	イベントでのリユース容器導入への支援（令和4年度）や、府民の行動変容を促す使い捨てプラスチックごみ削減事業への支援（令和5年度～）により、リユース容器の導入事業等に対する補助を実施。また、府内市町村等におけるリユースの取組を府ホームページで発信。 国の「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（令和7年改訂）等を市町村に情報提供。 計画に記載された、リペアやリファービッシュに関する手引き作成は未実施。	△
（5）食品ロス削減の推進		①サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し発生抑制を推進、②未利用食品の有効活用の促進、③効果的に食品ロスを削減するための推進体制の整備を柱に、「 <u>京都府食品ロス削減推進計画</u> 」に基づく各施策を推進する。	「京都府食品ロス削減推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、施策を推進。 市町村と連携した研修会の実施、民間企業と連携したポスターやPOP等の広報媒体を通じた啓発、事業者に対する「食べ残しゼロ推進店舗」認定事業、フードドライブの取組などを実施。	○
（6）プラスチックごみ対策の推進	重点	令和3年（2021）1月に策定した「 <u>京都府プラスチックごみ削減実行計画</u> 」に基づき、 <u>プラスチックごみの3Rと紙素材等を含む再生可能素材への転換の推進、海洋プラスチックごみ対策について施策を推進する。</u> 特に、使い捨てプラスチック対策として、市町村や事業者に対して、 <u>リユース食器やリターナブル容器など、ごみを出さない取組を支援する。</u> また、令和4（2022）年4月から施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、 <u>使い捨てプラスチック規制や市町村によるプラスチックの一括回収の実施など、市町村と連携して、円滑な運用に対応する。</u> さらに、 <u>海洋プラスチックごみ対策として、関係団体と連携した清掃活動の促進等を進める。</u>	京都府プラスチックごみ削減実行計画」（令和3年1月策定。計画期間：令和2～5年度）に基づき取組を実施。令和6年度以降は、府循環型社会形成計画に基づき実施。 以下のとおり支援（補助）事業を実施。 ○ケミカルリサイクル施設導入等に対する支援 支援実績：これまで0件 ○代替プラスチック製品の技術開発等に対する支援 支援実績：R7 0件、R6 1件、R5 2件、R4 2件、R3 1件 ○海洋プラスチックごみ対策として、地域団体が行う美化活動に必要な資機材等の配布を補助 支援実績：R7 10件、R6 9件、R5 8件、R4 6件 ○使い捨てプラスチック削減事業等に対する支援 支援実績：R7 6件、R6 2件、R5 0件、R4 3件 また、プラスチック資源循環促進法に基づく一括回収の先進事例について、市町村担当課長会議等において府内市町村に情報提供等を実施。 府民向け啓発事業として、府民向け啓発：給水機の設置、マイボトルキャンペーンの実施、プラスチック対策セミナーの開催等を実施。	○

(7) 事業系ごみからの資源化物分別の徹底化	市町村は、事業者による資源化可能な紙ごみ等とそれ以外の廃棄物の <u>分別を促進</u> するとともに、 <u>府は市町村に優良事例の提供</u> を行う。	毎年度開催する市町村担当課長会議で府内市町村に対して優良事例の紹介を実施。	○
(8) 市町村との意見交換会・研修会の実施	市町村等と定期的に意見交換会を開催し、一般廃棄物の処理について、市町村の抱える課題への対応について協議するとともに、引き続き <u>先行事例等の情報共有、法改正等についての研修会を開催</u> する。	毎年度の市町村担当課長会議や担当者向け研修会の開催し、法改正への対応事例や先進事例の共有を行うほか、適宜、市町村職員と意見交換を実施。	○
(9) 一般廃棄物の実態把握	市町村等と連携し、 <u>一般廃棄物の再生利用などの実態を詳細に把握</u> して、施策に生かしていく。	毎年度、市町村に対して国の一般廃棄物処理実態調査を実施するほか、府独自の調査項目についてもアンケート調査を実施。	○

2 産業廃棄物の3Rの推進

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）多量排出事業者における産業廃棄物削減の強化	重点	多量排出事業者が、産業廃棄物の排出削減及び再生利用を効果的に拡大するよう、府は多量排出事業者に対し <u>指導・助言</u> を継続するとともに、 <u>各業種等の達成目標（最終処分量や評価項目など）を設定し、これに基づき、事業者が計画・実践・課題抽出・対策を繰り返すPDCAサイクルの取組を促進する。</u>	廃棄物処理法に基づき提出された多量排出事業者処理計画書・計画実施状況報告書を取りまとめ、府ホームページで公表することで、事業者の自主的取組を促進。 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて、多量排出事業者に対してサステナビリティアドバイザーを派遣し、助言等を実施。 計画に記載された、各業種等の達成目標（最終処分量や評価項目など）の設定は未実施。	△
（2）建設廃棄物の3R促進	重点	関係団体等と連携して <u>建設廃棄物削減実行計画を策定し、排出事業者に対して指導・啓発</u> を行う。 また、 <u>建材のリサイクル適性の把握や、解体やリフォーム時を見据えた建材の選定を行うことができるような仕組みの検討</u> に、建材メーカーやハウスメーカーなどと協力して取り組む。 さらに、建設混合廃棄物のリサイクルを促進するためにA I技術を活用したロボット選別施設等に対する補助を行う。	A I技術を活用したロボット選別等の建設廃棄物の3R技術開発等への補助事業を実施。 補助実績：R7 0件、R6 0件、R5 0件、R4 1件、R3 1件 計画に記載された、関係団体等と連携した建設廃棄物削減実行計画の策定や、解体時等を見据えた建材選定の仕組みの検討は未実施。	△
（3）廃プラスチック類の3R推進	重点	「京都府地球温暖化対策条例」に基づく温室効果ガス排出量削減計画書の提出を求めている大規模排出事業者（特定事業者）に対し、令和3（2021）年度から、廃プラスチック類の排出処理状況報告を求めている、事業者が温室効果ガスと同様に廃プラスチック類の排出削減を進められるよう、アドバイザー派遣などの支援を行う。	令和3年度から廃プラスチック類の排出処理状況報告制度を運用し、特定事業者の自主的取組を促進。 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて、特定事業者に対してサステナビリティアドバイザーを派遣し、助言等を実施。	○
（4）一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターとの連携強化		産業廃棄物の3Rに資する支援の拠点として、排出事業者や処理業者への <u>支援・情報提供、人材育成を進めるほか、A I技術等を活用した分別リサイクル技術の実用化に向け、必要な支援を行うとともに、情報発信を強化</u> する。 また、資源循環が円滑に推進されるよう、需要側と供給側を適切にとりもつ <u>マッチングシステムの構築</u> を行い、 <u>運用</u> する。 さらに、環境リスクに配慮した製品設計を行うスマートファクトリーの普及拡大を図るとともに、SNSを活用して <u>環境配慮商品の情報発信</u> を行う。	一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて、排出事業者等へのサステナビリティアドバイザー派遣（令和7年度実績：60件）や、ニュースレター「3Rのススメ。」作成、産業廃棄物中間処理業者一覧の作成、学生向けリサイクル先進事例視察等支援、廃棄物処理・資源循環に関するセミナー・講習会の開催、公益社団法人京都府産業資源循環協会の研修開催への補助などを実施。 また、同センターにおいて、廃棄物処理・資源循環に関する各種補助事業（研究・技術開発や、施設整備、販路開拓、建設廃棄物3R、プラスチックごみ対策）を一括して執行。 事業活動で発生する排出物を資源（再生材）として登録・公開し、必要とする事業者を紹介する「資源循環マッチング」を開始・運用。 計画に記載された、スマートファクトリーの普及拡大とSNSを活用した環境配慮商品の情報発信は未実施。	△
（5）再生利用品の普及拡大		リサイクル品の品質に加え、市場性や製品ライフサイクル全体での温室効果ガスの排出量などに配慮した <u>リサイクル製品の認証制度を創設</u> するとともに、資源循環性と収益性を両立するビジネスモデル（ <u>シェアリングやサブスクリプション</u> ）の普及を促進する。	リユース容器の導入支援や、使い捨てプラスチック削減事業への支援、代替プラスチック製品の販路開拓事業への支援を実施。また、リユース容器による商品販売・回収プラットフォーム事業者と連携協定を締結し、普及を支援。 計画に記載された、リサイクル製品の認証制度を創設は未実施。	△
（6）産業廃棄物の実態把握の取組の強化	重点	産業廃棄物の実態調査について、今後の廃棄物分野における脱炭素化や減量・リサイクルなどの施策推進の観点から、 <u>頻度や内容の充実を検討</u> する。	令和7年度に実施した産業廃棄物処理実態調査では、アンケート意向調査において設問を追加。 産業廃棄物処理実態調査の実施頻度は、従前どおり、5年に一度実施。	△

3 廃棄物の適正処理の推進

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）廃棄物の適正処理		廃棄物処理法等に基づく規制の遵守を徹底し、廃棄物の適正処理を推進するため、<u>廃棄物処理に関する情報公開や厳格な行政処分を実施する。</u> さらに、高齢者等のごみ出しが困難な方に対し、ごみ出し支援が行われるよう、<u>市町村に対し先進事例の紹介、技術的助言等を行うほか、増加が懸念される使用済紙おむつや在宅医療等に伴って発生する廃棄物のリサイクルや適正処理について必要な助言等を行う。</u>	一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターによる廃棄物処理事業者の情報公開のほか、府から商工関係団体等への各種通知（国通知、府警からの依頼等など）を送付。また、産業廃棄物について排出事業者や処理事業者に対して指導監督を行い、必要に応じて適宜、行政処分を実施。 一般廃棄物については、高齢者のごみ出し支援に関する国の手引き等を府内市町村に共有するほか、市町村担当課長会議等において使用済紙おむつリサイクルの取組事例等の先進事例紹介等を実施。	○
（2）感染性廃棄物対策の徹底		感染性廃棄物に起因する医療機関等の事業所や家庭内での感染や廃棄物処理事業者への感染を未然に防ぐため、<u>感染性廃棄物が適正に分別・保管・処分されるよう、事業者等を指導するとともに、市町村と連携する。</u>	医療関係事業者に対して、感染性廃棄物の適切な分別・保管・処分等について指導監督を実施。 また、府内市町村に対して国通知・マニュアル等を共有し、適宜連携。	○
（3）PCB廃棄物の適正処理の推進		「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理等に取り組んでおり、今後の国の動向も注視しながら、低濃度PCB廃棄物の掘り起こしなど、<u>PCB廃棄物の適正処理を推進する。</u>	PCB特指法に基づきPCB廃棄物の保管届出制度を運用。 高濃度PCB廃棄物については、処理はほぼ完了。 低濃度PCB廃棄物については、処分期間が令和8年度末であることから、届出情報に加え、電気事業法の使用機器情報を国から収集し、期限内処分に向けて事業者指導・啓発を実施中（庁内向けにも通知発出）。	○
（4）石綿含有廃棄物の適正処理の推進		令和2（2020）年6月の「大気汚染防止法」改正により、レベル3建材の有無について把握できる仕組みができたことから、<u>解体現場へのパトロールを実施し、石綿含有廃棄物の適正処理を指導する。</u>	監視員等による解体現場のパトロールや建設リサイクル法に基づく一斉パトロールを行い、指導監督を実施。	○

4 廃棄物処理施設の整備促進

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）一般廃棄物処理施設の整備		市町村が、平時より廃棄物処理施設の余力の把握に努め、一定の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくよう、府は<u>必要な技術的助言を行う。</u>	市町村の廃棄物処理施設の処理能力や処理量について、一般廃棄物処理実態調査等により把握。 また、市町村の施設整備について技術的な助言を行うとともに、循環型社会形成推進交付金等の交付について必要な調整を実施。	○
（2）産業廃棄物処理施設の整備		リサイクル施設を含め、産業廃棄物処理施設の整備については、産業廃棄物の減量その他適正な処理を確保することが重要であり、<u>民間事業者による施設の整備を基本として推進する。</u> また、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、地域の円滑な合意形成や生活環境の保全が図られることが重要であるため、<u>府手続条例を適正に運用する。</u>	民間事業者による施設の整備については、法に基づく指導監督により適正な施設の設置や稼働を確保するとともに、産業廃棄物の3Rに資する先進的な施設整備に対して補助を実施。 産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、府手続条例を適切に運用。	○
（3）公共関与による処理施設の整備 ア 株式会社京都環境保全公社への支援		産業廃棄物の処理に不可欠な中間処理施設や最終処分場については、民間事業者での施設確保が容易でないため、今後とも本府及び京都市は、府内の主要企業とともに<u>株式会社京都環境保全公社の施設整備等に対して必要な支援を行う。</u>	府内企業と共に京都府・京都市が株式会社京都環境保全公社に出資。府副知事が社外取締役として経営・業務執行に助言。また、同社の先進的なリサイクル施設整備に対して、補助事業により支援を実施。 なお、同社では令和7年に第三期最終処分場を開業。	○
イ 大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス事業）の推進		大阪湾圏域の廃棄物が埋立てられている大阪湾フェニックス事業については、府内の最終処分場の一つとして位置付け、今後とも一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理のために<u>事業の推進を図る。</u>	大阪湾広域臨海環境整備センターに対して、府及び京都市は出資及び職員派遣のほか、京都市以外の関係18市町村も出資を行い、同事業を促進。	○

5 不適正処理対策

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）監視指導体制の強化		不法投棄等の不適正事案を早期発見・早期対応するため、不法投棄・盛土情報ダイヤルに寄せられる通報を関係部局で迅速に情報共有するほか、 <u>次世代型の監視カメラやドローンなどデジタル機器の導入を進める</u> などし、監視指導体制を強化する。	府民からの不法投棄及び不適正盛土通報窓口として、フリーダイヤルの「不法投棄通報ダイヤル」及び「不適正盛土通報ダイヤル」を設置し情報収集を図っている。寄せられた情報は直ちに関係機関と共有の上、速やかな現地確認や指導等、早期対応につなげている。 令和7年度には、空撮用ドローンを1機増備し（計2機）、行為地の効率的な監視に活用。	○
（2）関係部局との連携強化		不法投棄等事案に加えて、残土処分等の盛土について複数法令に関連した不適正な事案が確認されており、不法投棄等対策広域機動班として、 <u>盛土関係も含めて一元的な対応を行う体制を強化</u> する。 また、悪質・巧妙化する事案に対しては、引き続き <u>警察と連携</u> していく。	残土処分を目的とした盛土等、適用される規定が多岐にわたる違法開発事案に対して、関係機関による機動班での対応を実施。 また、盛土規制法の施行に合わせて令和7年5月に盛土対策チームを設置。各広域振興局においても関係課が連携して対応する体制を新たに設置。 悪質事案については、地元保健所と本庁派遣警察官が連携して対応。令和7年度には1件の不法投棄事案の検挙につながった。	○
（3）広域的な事案への対策強化		府境を越えた不法投棄等事案について、周辺府県市で構成する「 <u>近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会</u> 」に参画し、情報共有を実施して対応する。	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に参画し、周辺府県市との不法投棄事案に関する情報共有や対応事例の研究を実施。 また、近隣府県市と廃棄物運搬車両に対する合同検問を行い、廃棄物の適正処理指導や啓発を実施。	○

6 京都府の率先行動等

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）グリーン購入の推進		「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、地方公共団体の努力義務とされている「 <u>グリーン調達方針</u> 」が未策定の市町村に対し引き続き <u>策定に向けて技術的助言</u> を行う。	府内市町村に対して、グリーン購入を含めたエシカル消費の推進について情報提供等を実施。なお、府内の21市町が調達方針の策定、または環境基本計画に位置付ける等の組織的な取組を実施。 グリーン調達方針の未策定市町村を対象とした策定支援等は未実施。	△
（2）プラスチックごみ及び食品ロスの削減		府庁率先行動として、公共調達におけるプラスチック代替製品活用の検討、環境マネジメントシステムを通じた全職員のマイボトル持参等によるプラスチックごみの削減の実施、フードドライブの実施など <u>庁舎内における使い捨てプラスチックごみや食品ロスの削減を推進</u> する。	プラスチックごみの分別の徹底。また、京都府環境マネジメントシステムにおいて、マイボトルの持参等を実践メニューの一つとしてあげ、各部署において可能な範囲で取組み。 府環境フェスティバルや食品ロス削減月間（10月）に府自らフードドライブを実施している他、令和7年12月からは府庁生協と連携し、常設フードドライブを実施。	○

第2節 オール京都によるパートナーシップの強化

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
1 エシカル消費など関係団体との取組連携		エシカル消費の普及を図るため、消費者団体、事業者団体、行政関係機関等で設立した<u>京都エシカル消費推進ネットワーク</u>と連携して、イベントや講演会等を開催する。 こうした関係団体等と連携した取組を継続・拡大していくことを通じて、府民の行動変容の促進を図る。	京都エシカル消費推進ネットワークと連携し、取組を共有。構成団体が京都環境フェスティバルに出展し、啓発を実施。 府においても、企業・団体等と連携し、使い捨てプラスチック削減や食品ロス削減に向けた啓発等を実施。	○
2 府民が一体となった不法投棄の監視強化		府民団体、事業者団体及び行政機関からなる<u>不法投棄等撲滅府民会議の取組</u>により、府民一人ひとりが地域を守るという機運を醸成するとともに、<u>不法投棄の未然防止や早期対応を推進</u>する。 また、<u>関係団体との合同パトロール</u>を実施することで、不法投棄の抑止を図る。	府民、事業者及び行政で構成する不法投棄等撲滅府民会議では、「府民の集い」として不法投棄の防止を広く府民に啓発するセミナー等を開催し、不法投棄撲滅に向けた機運の醸成（府民会議総会と、府民の集いを各年度交互に開催）。 また、不法投棄防止旬間においては、課題の共有や不法投棄抑止を目的とし、関係団体と合同でのパトロールを実施。	○
3 多様な主体と連携した散乱ごみや海岸漂着物処理の体制構築		令和3（2021）年3月に策定した「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者、府、市町、地域団体、国機関と連携して<u>海岸漂着物等の回収・処理事業を推進</u>するとともに、海岸漂着物等の発生抑制事業として、内陸市町村も巻き込んだ<u>イベントの開催等</u>を行う。 また、京都府海岸漂着物等対策推進協議会をはじめ、地域団体、企業等と連携・協力し、海岸漂着物等の発生抑制・処理を推進していくとともに、<u>漁業者と連携した海岸漂着物等の回収プラットフォームを設置</u>する。 さらに、市町村や企業と連携し、スポーツGOMI拾いやSNS等を活用した<u>クリーン活動</u>を推進するとともに、その行動を積極的に表彰するなど、内陸域から海岸漂着物等の効果的な発生抑制を推進する。	「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、京都府内52海岸における海岸漂着物等の回収及び処理事業を支援（回収・処理量：R7 201.2、R6 282.3トン、R5 331.7トン、R4 307.7トン）。 海岸漂着物等の発生を抑制するため、市町村や大学と連携した、府内小中学校における海岸漂着物に関する環境学習などにより、内陸域を含めて啓発活動等を支援。府においても、スポーツとごみ拾いを掛け合わせた競技「スポGOMI」を開催。 漁業者と連携した海岸漂着物等の回収プラットフォームについては、未設置。	△
4 産学公による資源循環モデル事業の展開 （1）次世代型環境ビジネスの振興	重点	プラスチックごみや食品ロスの削減を推進するに当たって、関係機関と連携して、デジタル技術を活かした<u>次世代型環境ビジネスを地域で展開</u>する。 また、今後増加が見込まれる太陽光設備について、メンテナンス業者、産業廃棄物処理事業者等が連携した<u>太陽光発電パネル資源循環プラットフォームを設置</u>し、IoTセンサーや電子マニフェスト連携等により、処理先の選定から業務管理までを<u>一元化した管理システム導入を促進</u>する。	使い捨てプラスチック削減に向けた先進事業等に対する支援を実施。 府内における、太陽光の製造、設計・システム開発、メンテナンス、使用済パネル処理等の関連事業者が参画した「京都PVパネル循環プラットフォーム」を設置・運営。 一元化した管理システム導入については、未実施。	△
（2）資源循環分野におけるESG投資の拡大		廃棄物処理業者による循環型社会に資する経営等を促すために、金融機関による<u>ESG融資（優遇金利等）の促進</u>を図る。	地域金融機関等とともにESG投融資を促進し、府内企業の脱炭素化を支援する仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」において、脱炭素化を進める廃棄物処理業者に対しても支援を実施。 脱炭素化を除いた、循環型社会に資する経営等のみを対象とした支援は未実施。	△
（3）京都ビッグデータ活用プラットフォームの活用		素材生産や製造・流通に関する動脈部分を交えて資源循環に有用な情報をやりとりする京都ビッグデータ活用プラットフォームに参画し、新たなデジタル技術も活用して、産学公で廃棄物処理問題が抱える課題解決を図る。	未実施。	×
5 循環型社会を担う人材の育成	重点	京都の産学公の枠組みを活用して、廃棄物の3Rに資する幅広い人材の育成を推進する。	一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて、学生向けリサイクル先進事例視察等支援、廃棄物処理・資源循環に関するセミナー・講習会の開催、公益社団法人京都府産業資源循環協会の研修開催への補助などを実施。	○

第3節 気候変動対策等へのチャレンジ

1 緩和策（廃棄物分野における温室効果ガス削減）の強化

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）プラスチックごみの3Rと紙素材等を含む再生可能素材への転換の推進		「京都府プラスチックごみ削減実行計画」を着実に実施することにより、プラスチックごみの3Rを促進していくことで、プラスチック由来の温室効果ガスの低減を推進する。	京都府プラスチックごみ削減実行計画」（令和3年1月策定。計画期間：令和2～5年度）に基づき取組を実施。令和6年度以降は、府循環型社会形成計画に基づき実施。	○
（2）地産地消によるバイオマス発電への整備促進		地域資源を活用したバイオマス発電施設の取組に対して支援するとともに、市町村による発電施設の整備促進について技術的支援を行う。	京都府バイオマス活用推進計画（令和4年3月策定）に基づき、バイオマスの活用を検討。 市町村による施設整備の際に、循環型社会形成推進交付金等の交付について技術的助言等を実施。 府内では、京都市及び宮津市と謝環境組合にメタンガス化施設が導入済み。	○
（3）ごみ処理の広域化等による廃棄物エネルギーの回収・利活用の推進		ごみ処理施設の広域化等については、将来の人口予測だけでなく、廃棄物処理に伴うエネルギー効率など様々な視点で考える必要がある。そのため、市町村や学識経験者の意見を踏まえ検討を進め、府が調整役となり、市町村相互の協議が円滑に進むよう技術的助言を行う。	一般廃棄物処理の広域化や施設の集約化に向けて、令和5年12月、「京都府ごみ処理広域化プラン」を策定。府内4つのブロックごとに、府・市町村で構成された会議体を設け、継続して広域化に向けた調整を実施。	○
（4）廃棄物分野のフロン対策		フロン適正管理アドバイザーの派遣やIoT技術を活用したフロン漏えい検知システムの導入支援により、機器の長寿命化を図るとともに、廃棄物の適正処理と併せて、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」の適正執行により、フロン類の大気中への排出抑制を図る。	フロン適正管理アドバイザーの派遣やIoT技術を活用したフロン漏えい検知システムの導入支援を実施。 必要に応じて立入・指導を行うなど、自動車リサイクル法やフロン排出抑制法等の関係法令を適正に施行。	○

2 廃棄物処理の強靱化、適応策（災害廃棄物処理対策等）の強化

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
（1）廃棄物処理施設の強靱化		市町村は、廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することが重要である。例えば、焼却施設については、災害時の電力供給や熱供給等の役割が期待でき、ストックヤードについては、災害廃棄物を保管することが可能となる。 このため、府は市町村による計画的な廃棄物処理施設の強靱化に向けた技術的助言を行う。	市町村による施設整備の際に、循環型社会形成推進交付金等の交付や施設整備について技術的助言等を実施。	○
（2）市町村等との連携強化による災害廃棄物の適正処理体制の確保	重点	災害発生時に迅速かつ適正に廃棄物処理に対応できるよう、全市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定に向けた支援を行うこととし、計画策定後も災害廃棄物処理の実効性確保を目的とした共同訓練等を行う。 また、非常時に迅速に対応できる相互応援体制を構築するため、市町村等が参加する京都府災害廃棄物処理連絡協議会において、研修などによる情報共有を行うとともに、ブロック別協議会を設置する。	災害廃棄物の収集・処理を適正かつ迅速に実施するため、専門家派遣による市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援を実施。 計画策定後も、市町村職員向けの図上訓練や研修会を実施。また、京都府災害廃棄物処理連絡協議会のブロック別協議会を設置した上で、全ブロックまたはブロック別に、災害廃棄物に関する情報共有等を実施。	○
（3）廃棄物処理事業者との協力体制の構築		「災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定」を京都府環境整備事業協同組合と、「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を公益社団法人京都府産業資源循環協会とそれぞれ締結しており、災害時には、廃棄物処理事業者等と協力して対応を行う。	協定を締結している両団体とは、災害発生時の対応について、適宜、意見交換を実施。 京都府環境整備事業協同組合と締結した災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定については、災害支援の円滑化や実効性の向上を図るため、令和7年11月、協定内容を見直し、変更協定を締結。	○
（4）府域を超える災害廃棄物対策の推進		南海トラフ巨大地震などに対しては府域を超える災害廃棄物対策が必要となる。そのため、周辺府県市及び民間業者の支援を受けることが可能な体制を構築することとし、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会への積極的な参加・協力を継続するとともに、市町村等の処理施設の整備確保に向け、市町村へ助言を行う。	環境省及び近畿府県・政令市等で構成される大規模災害時廃棄物対策近畿ブロック協議会に積極的に参加・協力し、府域を超える災害廃棄物対策への検討を行うとともに、検討内容については、適宜、府内市町村に共有を実施。	○

(5) 土砂災害防止対策の推進		廃棄物処理法で定める廃棄物に該当しない「土砂」による埋立て等について、府土砂条例に基づき適正な土砂の埋立て等を <u>早期に指導</u> し、違反した事案に対しては <u>厳正な行政処分</u> を行う。	不適正な土地の埋立て行為に対しては、不法投棄行為と合わせた監視パトロールの実施や、土砂条例の積極的に運用により、早期発見、早期対応を実施。 令和7年度には、土砂条例違反事業者に対して、同条例に基づく埋立ての中止及び土砂の除去命令を発出。	○
-----------------	--	--	---	---

3 グリーンリカバリーを踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出

京都府循環型社会形成計画（第3期）の記載			取組状況	
施策	重点	内容	令和7年度までの取組内容	評価
3 グリーンリカバリーを踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出		グリーンリカバリーの理念を踏まえ、廃棄物分野においてもエネルギーの地産地消に向けた取組や、新規技術の開発支援等を推進する。 また、オール京都の連携により気候変動対策に総合的に取り組み、環境・経済・社会の好循環を創出し、持続可能な社会を構築していくことを目指す。 WITHコロナ・POSTコロナによりライフスタイルやビジネススタイルが大きく変化していく中、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など新たな国の動きなどを踏まえると、廃棄物分野は過渡期と言えるため、地域特性の捉え方や、脱炭素に向けた取組など、統合的な視点に立って施策を進める必要があり、引き続き<u>検討</u>を行う。	一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて、廃棄物処理・資源循環に関する技術開発の支援事業等を実施。 環境・経済・社会の好循環を実現する、地域レベルでの具体事業の検討には至っていない。	△